

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2015年5月31日18時00分付け)

家畜防疫脆弱分野の管理強化等の家畜伝染病予防法の改正案が国会通過

-家畜防疫脆弱地域の管理強化、飼育農家自律防疫システムの導入を通じた防疫意識の向上、補償金の減額基準補完等-

出典URL: http://www.maf.go.kr/list.jsp?news_id=155446786§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2015&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

《主要内容》

- ◆ 5月29日、口蹄疫等の家畜疾病脆弱分野の管理強化、飼育農家の遮断防疫意識の向上等を制度的に後押しする「家畜伝染病予防法の一部改正法律案」が国会を通過

【主な法律改正内容】

- 渡り鳥群集地等の危険地域を消毒管理地区として指定・運営
- 諮問機関である家畜防疫協議会を家畜防疫審議会に改編
- 畜産系列事業者が契約飼育農家の防疫教育を実施し、防疫基準に準拠するかどうかの確認を義務付け
- 適正な防疫官の確保、消毒設備設置対象拡大
- 家畜取引記録の作成・保存制度補完
- GPS搭載車両の種類拡大、アクセス地域の情報管理強化
- 畜産農家に対して防疫基準遵守義務を付与
- 移動制限対象に家畜のほか、汚染物品を追加
- 殺処分補償金減額規定の具体化と軽減規定の設置
- 罰則等の賦課基準引き上げ等の補完

□ 農林畜産食品部(イ・ドンピル長官)は5月29日、国会で「家畜伝染病予防法の一部改正法律案」が可決されたことにより、口蹄疫、鳥インフルエンザ(AI)等の家畜疾病脆弱分野の防疫管理の強化、飼育農家の遮断防疫意識の改善を介して自律防疫システムを強化することができたと述べた。

○ また、防疫の規定に違反した農家に対する殺処分補償金減額規定の具体化及び罰則等の賦課基準を引き上げるとともに、優れた農家に対してインセンティブを与えることができるよう補償及び支援制度を改正した。

□ 今回、国会を通過した同法は、口蹄疫、AI等の家畜疾病が周辺国で常時発生しており、いつでも再流入する可能性があることを前提にし、予防を強化するとともに、口蹄疫、AI等の家畜伝染病発生時の早期終息を介して被害を最小限にすることに重点に置いており、主な改正内容は次のとおりである。

- ①高病原性AI等の発生地域または渡り鳥群集地近辺等を「重点防疫管理地区」に指定し、検査・予察や施設基準の強化等を通じて事前対応システムを構築
- ②畜産・水産関係者を中心に運営された家畜防疫協議会を家畜防疫審議会に改編し、医療・環境等の分野の専門家も参加し、家畜防疫に関する主要政策を審議
- ③系列事業者の農場では、病気が発生した場合に拡散の危険性が高いため、契約農家に対する教育の実施や防疫基準に準拠するかどうか等について確認するようにするなど系列主体の責任を強化
- ④防疫の主体は自治体であるが、家畜防疫官が不足しているという事実に基づき、仕事量を考慮して、適正人員を配置するよう法的根拠条項を用意
- ⑤家畜伝染病発生時の疫学調査及び防疫措置が迅速に行われるようとするため、取引記録のほかに出入り記録を作成・保存するようにして、その対象に食用卵を追加
- ⑥小規模農家の消毒等、遮断防疫強化のために消毒設備設置義務対象者を既存の300m²から50m²を超える家畜飼育施設に設置義務対象を拡大
- ⑦GPS搭載対象畜産車両を強化し、畜産農家に加えて、粗飼料、おがくず等の現在対象に含まれていない関係者を含め、移動制限地域や渡り鳥の群集地域を出入りした情報管理ができるように補完
- ⑧個々の畜産農場単位で遵守すべき臨床観察・消毒・移動制限・野生動物の遮断・家畜の導入等の遮断防疫の基準づくり
- ⑨感染牛や汚染車両のほか、原油・飼料・卵等の病気を伝播する懸念のある物品の移動を制限する命令の根拠を用意
- ⑩家畜伝染病発生農家は規定違反等により補償金を減額（20～80%）しているが、基準が具体的でなく実際の適用が困難であるため、遮断防疫基準・移動制限命令違反・発生を繰り返す農家・畜産法未登録未許可農家・単位面積当たりの適正飼養頭数の超過等の場合、補償金を減額することができるよう具体的に定め、また、普段から家畜伝染病予防等が優れた農家に対しては補償金減額を軽減することができるようインセンティブ制度を設置

⑪地方自治団体の家畜伝染病管理対策の樹立及び施行に関する事項を評価し、優れた自治体に対する賞の根拠を用意

⑫農家の自発的防疫を誘導し、責任性を強化するため、家畜疾病未申告、ワクチン未接種等の違反者に対して罰則及び罰金の引き上げ

*家畜伝染病未申告罰則（1,000万ウォン→3,000万ウォン）、消毒施設未設置、ワクチン未接種等の過怠金（500万ウォン→1,000万ウォン）

□ 農林畜産食品部は同法律の改正案が公布の日から6か月後に施行されることから、下位法令が適宜改訂ができるよう、法令整備協議会審議、関係機関の意見照会、立法予告、規制審査、法制審査、次官・閣議の想定等、細部日程に基づき推進する計画であると明らかにした。

○特に、畜産農家に規制として認識することができる改正案について、生産者団体だけでなく、系列事業者、家畜防疫協議会委員、消費者団体等、多様な意見が反映されるように意見を求め、強化する計画である。

□ 最後に、今回の「家畜伝染病予防法」の改正により、口蹄疫・AI等の家畜伝染病の発生を予防し、家畜疾病について清浄な大韓民国の実現と併せて畜産業の発展と公衆衛生の向上に資することができるように最善を尽くし計画だと明らかにした。